



植栽工における在来種及び県内産資材の使用の徹底について（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成15年1月28日

管第2448号
平成15年1月28日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

} 様

県 土 整 備 部 長

植栽工における在来種及び県内産資材の使用の徹底について（通知）

このことについては、地産地消・環境などの観点から共通仕様書で原則在来種を使用することとなっております。加えて、現場説明書（一般事項）においても「県内産の資材がある場合は、県内産の資材を利用すること。」となっております。しかし、在来種及び県内産の資材（樹木等）が使用されていない状況が見受けられます。

については、改めて在来種及び県内産資材の使用を徹底するとともに、工事請負者へも使用を周知してください。

また、設計担当者は、設計計画段階から在来種使用及び地産地消を念頭におくとともに、地域の特性を把握し、植栽計画を作成して下さい。